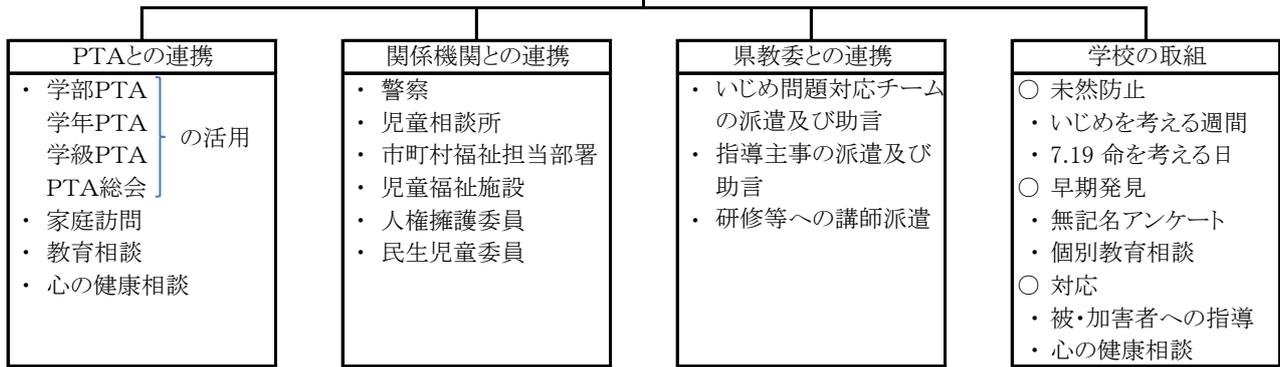


いじめ防止基本方針

目標	○ 児童生徒に対するいじめの未然防止, 早期発見に努め, 児童生徒が安心・安全な学校生活を送れるようにする。
	○ 教職員の人権意識を高める研修を適宜行い, いじめ問題等の未然防止・早期発見及び適切な事後指導を行えるようにする。
	○ 児童福祉施設等の関係機関と密な連携を図り, 学校内外での教育活動を円滑に行えるようにする。

いじめ問題対策委員会

【活動内容】: 校内外におけるいじめ問題等を迅速に対応するための環境を整え, いじめ事案発生時には解決のための方策を立てる。
 【 構成員 】: 校長, 教頭, 事務長, 学部主事(3), 生徒指導主任(3), 保健主任, 養護教諭, 該当する学級担任
 その他校長が認める職員や外部専門家
 ※ 個別のいじめ案件に対して, 各学部に当該職員による対策班を編制し, 解決に向け早急な取組を行う。



【年間計画】

	児童生徒・PTA関係	関係機関関係	教職員関係	生徒指導関係	奄美大島 警察署・高等学校等 生徒指導連絡会
4月	学級PTA(新入生のみ) 家庭訪問 学部・学級PTA PTA総会	学園・学校担当者会① 第1回学園との代表者会	いじめ問題を考える週間①	年間活動計画の確認 アンケートの実施及び分析・報告 高等学校等生徒指導連絡協議会①	
5月	教育相談① 心の健康相談①				
6月			生徒指導委員会①		
7月	心の健康相談② 7.19 命を考える日 学級PTA②				
8月			職員研修		
9月	心の健康相談③	学園・学校担当者会② 第2回学園との代表者会	いじめ問題を考える週間②	アンケートの実施及び分析・報告	
10月			生徒指導委員会②	高等学校等生徒指導連絡協議会②	
11月	心の健康相談④				
12月	学級PTA				
1月	心の健康相談⑤	第3回学園との代表者会			
2月	教育相談②				
3月	学級PTA			年間活動の総括及び 次年度の取組計画(案)作成	